

名古屋市中村区役所と愛知大学との連携・協力に関する協定書

名古屋市中村区役所と学校法人愛知大学とが、相互の立場を尊重し、対等・平等の理念のもとに交流と連携の強化に努め、多様な分野で協力していくための協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、双方が包括的な連携・協力のもと、国際交流、生涯学習、文化、福祉、まちづくりなど多様な分野で相互に連携・協力し、地域社会の発展と人材育成に寄与することを目的とする。

(連携・協力事項)

第2条 双方は、次の事項について連携・協力する。

- (1) 国際交流の促進
- (2) 地域のまちづくりの推進
- (3) 生涯学習、文化、福祉の向上、スポーツ、健康づくりの振興
- (4) 地域防災の強化
- (5) 持続可能な社会、多文化共生社会の構築
- (6) 前1号から5号までのための人材の育成
- (7) その他必要と認める事項

(経費負担)

第3条 前条に定める連携・協力の実施については、双方それぞれの予算措置、規程の範囲内で行うものとし、本協定により双方は相手方に対して新たに特定の経費負担の義務を負うものではない。

(窓口)

第4条 本協定にもとづく連携・協力の推進のため、双方に事務担当窓口を設置する。

(期間)

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定書の有効期間満了2カ月前までに、双方のいずれからも改廃の申し出が無い場合には自動的に更新される。

(その他)

第6条 この協定に定めるもののほか、連携・協力の具体的な事項及び成果の利用条件等必要な事項については、双方が協議して別に定めるものとする。

この協定書は2通作成し、双方がそれぞれ1通を保有する。

平成25年11月13日

名古屋市中村区役所

学校法人愛知大学

区長 城陽和夫

理事長 川上泰元彦